

## 置戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

### 受領証等返還届

置戸町長 様

置戸町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、置戸町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを返還します。

【返還の理由】（該当するものに「レ」をつけてください。）

- 宣誓に係るパートナーシップを解消した。
- 宣誓者の一方が死亡した。
- 宣誓者の双方が町外に転出した。
- 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいること、又は宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にあることに該当した。
- 宣誓に係るパートナーが民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない親族に該当した。
- その他（ ）

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_